

虐待の防止のための指針

合同会社 ユーピーディケア

介護ステーション みらくる

1. 施事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 虐待は障害者、高齢者の尊厳の保持や、障害者、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）に定める虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、この指針を定めるものとします。

2. 虐待防止検討委員会その事業所内の組織に関する事項

- ①虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として、多職種で構成する虐待防止検討委員会を設置します。
- ②虐待防止検討委員会の詳細は、虐待防止検討委員会規約に定めます。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ①虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。
- ②虐待の防止のための職員研修は年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施するものとします。
- ③研修の実施内容は、記録するものとします。
- ④指針・マニュアルを作成する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①利用者の安全確保を最優先した対応を実施のうえ、職員は管理者またはこれに準じる者に直ちに報告します。管理者は速やかに市町村に通報します。
- ②管理者は、事実関係を調査のうえ市町村の指示に基づき対応するとともに、利用者、身元引受人等に調査の結果を報告します。
- ③安心な生活を取り戻すために必要な取り組みを行うとともに、再発防止策を講じます。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

①利用者またはその家族等の相談窓口は、重要事項説明書及び管理規程（ご利用のしおり）に定めます。

5. その他

(1) 指針及び虐待防止対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(3) 指針は誰でも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも公開する。

(附則)

この指針は令和6年3月1日より施行する。